

短期利用居宅介護費に関する届出書

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護事業所・看護小規模多機能型居宅介護事業所)

1 事業所名	
2 異動区分	1 新規 2 終了
3 届出項目	短期利用居宅介護費

4 要件	1 利用者の状態や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に利用することが必要と認めた場合である。 2 指定(看護)小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が、当該事業所の登録者に対する指定(看護)小規模多機能型居宅介護の提供に支障がないと認めた場合である。 3 利用の開始に当たって、あらかじめ7日以内(利用者の日常生活上の世話をを行う家族等の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日以内)の利用期間を定めている。 4 人員基準を満たしている。 5 宿泊室を活用する場合については、登録者の宿泊サービスの利用者と登録者以外の短期利用者の合計が宿泊サービスの利用定員の範囲内で空いている宿泊室を利用している 6 サービス提供が過少である場合の減算に該当していない。 (直近の状況)	適・否		
	<table border="1"> <tr> <td>通いサービス、訪問サービス及び 宿泊サービスの登録者1人当たり 平均回数</td> <td>週 回</td> <td>※週4回 以上必要</td> </tr> </table> ※ 平均回数＝暦月ごとに以下の方法に従って算定したサービス提供回数の合計数÷(当該月の日数×当該事業所の登録者数)×7 ① 通いサービス 1人の登録者が1日に複数回通いサービスを利用する場合は、複数回の算定を可能とする。 ② 訪問サービス 1回の訪問を1回のサービス提供として算定する。なお、(看護)小規模多機能型居宅介護の訪問サービスは身体介護に限られないため、登録者宅を訪問して見守りの意味で声かけ等を行った場合でも、訪問サービスの回数に含めて差し支えない。また、看護小規模多機能型居宅介護の訪問サービスには、訪問看護サービスも含まれるものである。 ③ 宿泊サービス 1泊を1回として算定する。ただし、通いサービスに引き続いて宿泊サービスを行う場合は、それぞれを1回とし、計2回として算定する。 ※ 小規模多機能型居宅介護の提供回数及び登録者数については、要介護と要支援の数を合算して計算する。 ※ 当該計算における登録者には、短期利用居宅介護費を算定する者を含めない。 ※ 登録者が月の途中で利用を開始又は終了した場合は、利用開始日の前日以前又は利用終了日の翌日以降の日数については、当該計算における日数の算定の際に控除する。登録者が入院した場合の入院日(入院初日及び退院日を除く)も同様	通いサービス、訪問サービス及び 宿泊サービスの登録者1人当たり 平均回数	週 回	※週4回 以上必要
通いサービス、訪問サービス及び 宿泊サービスの登録者1人当たり 平均回数	週 回	※週4回 以上必要		

5 添付書類	1 算定開始予定月の従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表	☐
--------	------------------------------	--------------------------

※加算の要件については、介護報酬告示及び解釈通知を確認してください。